

# ゆめ半島千葉国体銚子市協賛取扱要項

(平成20年6月24日第3回総務企画専門委員会決定)

## 1 趣旨

この要項は、銚子市で開催されるゆめ半島千葉国体及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)について、企業等からの協賛の申出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、ゆめ半島千葉国体銚子市実行委員会(以下「実行委員会」という。)で行う。
- (2) 協賛は、大会の趣旨に賛同する企業及び団体等から受入れる。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書により行う。

## 3 協賛の範囲

協賛は、大会の広報啓発又は運営に要する物品等の範囲で受入れる。

## 4 協賛受入れの条件

受入れの対象となる協賛及び企業等は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 大会の開催趣旨に反するものでないこと。
- (2) 国体運営経費軽減の効果を与えるものであること。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認めるものでないこと。
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認めるものでないこと。
- (5) 政治活動及び宗教活動等に関わるものであると認めるものでないこと。

## 5 協賛受入れ判断の際の留意事項

企業等から協賛の申出があった場合、その時点において、既に実行委員会で予算措置された物品等であっても、協賛の導入が可能なものについては、積極的に受入れ、国体運営経費の削減に努めるものとする。

## 6 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示をすることができる。ただし、協賛品に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示することができる。
- (2) 前号の表示にあたっては、協賛者の広告が必要以上に強調されないように留意する。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

## 7 協賛への謝意

協賛品の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状を贈呈することができる。また、必要に応じて広報誌等にその旨を掲載することができる。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成20年7月17日から施行する。